

## 1. 救急救命士の処置範囲の拡大に関する検討経緯

厚生労働省が設置している「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」（座長：杏林大学教授島崎修次、以下「あり方検討会」という。）では、今後さらに病院前救護を強化し、傷病者の救命率の向上や後遺症の軽減等を図るため、次の三行為（以下「三行為」という。）について、救急医療体制の一層の充実を図る観点から、救急救命士の処置範囲に追加すべきか否かを検討してきた。

### 【三行為】

- (1) 血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与
- (2) 重症喘息患者に対する吸入 $\beta$ 刺激薬の使用
- (3) 心肺機能停止前の静脈路確保と輸液の実施

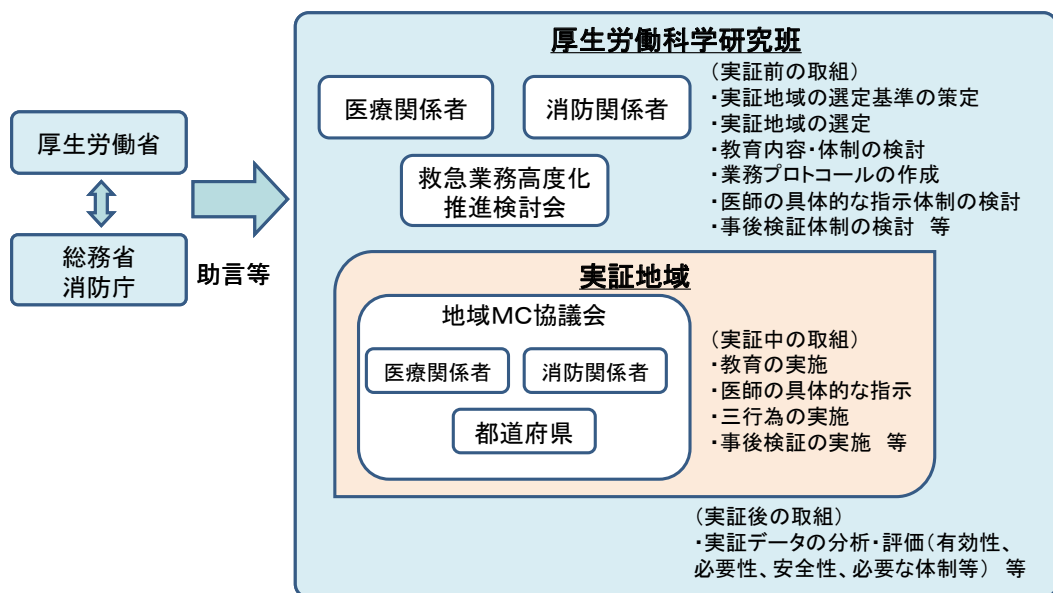
この結果として、三行為ともに、まずは厚生労働科学研究班（主任研究者：藤田保健衛生大学教授野口宏）が中心となり、医療関係者と消防関係者が共同で実証研究を行い、その結果を踏まえ、あり方検討会においてさらに検討することが適当であるとされた。そこで、平成22年度から3か年の予定で研究が開始された。

## 2. 救急救命士の処置範囲に係る実証研究

### (1) 実証研究の実施方法

三行為に関する実証研究（救急救命士の処置範囲に係る実証研究）は、厚生労働省と消防庁による助言等を受けながら、メディカルコントロール体制が十分に確保された実証地域において、厚生労働科学研究班が中心となって実施することとされている。

図 5-1 実証研究の実施体制と取組内容



厚生労働科学研究（野口班）では、実証前の取組みとして、実証地域の選定基準の策定や選定、教育内容や教育体制の検討等を実施している。また、実証後の取組みとして、実証データの分析・評価等を実施することとなっている。

## （２）実証研究の実施準備

今年度は、厚生労働科学研究「救急救命士の処置範囲に係る実証研究のための基盤的研究」において、実証研究の実施方法の詳細を検討した。具体的には、研究班に３つの作業班（研究デザイン・データ分析班、倫理問題検討班、マニュアル作成班）を設置し、検討を行った。

## （３）今後の研究スケジュール

平成 23 年度は、実証研究を実施する地域の公募および選定が行われることとなっている。実証研究の終了後、研究成果の収集・検証が行われる予定である。